

「雇用管理分野における個人情報
のうち健康情報を取り扱うに
当たっての留意事項」について

(平29・5・29個情第749号・基発0529第3号)

安衛法、改正・個人情報保護法、
個人情報ガイドラインとの突合表

平29・5・29

神奈川県労働局 労働基準部 健康課 作成

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
<p>第1 趣旨</p> <p>この留意事項は、雇用管理分野における労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という)等に基づき実施した健康診断の結果等の健康情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」(平成28年11月個人情報保護委員会。以下「ガイドライン」という。))に定める措置の実施にあたって、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成16年10月29日付け基発第1029009号。以下「旧留意事項通達」という。))における規律水準と比較して変更はなく、事業者においてこれまでと同様に適切に取り扱われるよう、引き続き留意すべき事項を定めるものである。</p> <p>第2 健康情報の定義</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という)第2条第1項及びガイドライン2-1に定める個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報(以下「健康情報」という)は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるもの(後記 A)が挙げられる。なお、この健康情報については、法第2条第3項及びガイドライン2-3(後記 B)に定める「要配慮個人情報」(注)に該当するが、健康情報の取扱いについては、旧留意事項通達における規律水準と比較して変更はない。</p>	<p>法第2条第1項(定義) この法律において「個人情報」とは生存する個人に関する情報であつて 次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式[電子的方式、磁気的方式]その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ)で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項[個人識別符号を除く]をいう。以下同じ)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む)</p> <p>2) 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>法第2条第3項(定義) この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>ガイドライン 2-1 個人情報(法第2条第1項関係)</p> <p>「個人情報」(※1)とは、生存する「個人に関する情報」(※2)(※3)であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ(※4)、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)」(法第2条第1項第1号)、又は「個人識別符号」(※5)が含まれるもの(同項第2号)をいう。</p> <p>「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。</p> <p>【個人情報に該当する事例】 事例 1) 本人の氏名 事例 2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報 事例 3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報 事例 4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報 事例 5) 特定の個人を識別できるメールアドレス(kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチ ロウのメールアドレスであることが分かるような場合等) 事例 6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかつたとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。) 事例 7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類(有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等で公にされている特定の個人を識別できる情報 (※1) 法は、「個人情報」、「個人データ」(2-6(個人データ)参照)、「保有個人データ」(2-7(保有個人データ)参照)、「要配慮個人情報」(2-3(要配慮個人情報)参照)、「匿名加工情報」(2-8(匿名加工情報)参照)等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。</p> <p>(※2) 死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。</p> <p>(※3) 法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。)。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。</p> <p>(※4) 「他の情報と容易に照合することができる」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。</p> <p>(※5) 個人識別符号については、2-2(個人識別符号)を参照のこと。</p>

「留意事項」	安衛法など（該当部分のみ抜粋）		
<p>〔前スライド一次に掲げるもの(A)〕</p> <p>(1) 産業医、保健師、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者（以下「産業保健業務従事者」という。）が労働者の健康管理等を通じて得た情報</p> <p>(2) 安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときに実施した健康診断の結果</p> <p>(3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果</p> <p>(4) 安衛法第66条の4の規定に基づき事業者が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容</p> <p>(5) 安衛法第66条の7の規定に基づき事業者が実施した保健指導の内容</p> <p>(6) 安衛法第66条の8第1項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果</p> <p>(7) 安衛法第66条の8第4項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容</p> <p>(8) 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果</p> <p>(9) 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果</p> <p>(10) 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果</p> <p>(11) 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容</p> <p>(12) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等</p> <p>(13) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果</p> <p>(14) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報</p> <p>(15) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報</p> <p>(16) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報</p> <p>(17) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報</p> <p>(18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報</p>	<p>(2) （作業環境測定の結果の評価等） 安衛法第65条の2 ① 事業者は、前条第1項又は第5項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) （健康診断） 安衛法第66条 ① 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。 ② 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。 ③ 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。 ④ 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。 ⑤ 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師が行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない</p> <p>(3) （自発的健康診断） 安衛法第66条の2 午後10時から午前5時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。</p> <p>(4) （健康診断実施後の措置） 安衛法第66条の4 事業者は、第66条第1項から第4項まで若しくは第5項ただし書又は第66条の2の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(4) （健康診断実施後の措置） 安衛法第66条の5第1項 ① 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(5) （保健指導等） 安衛法第66条の7 事業者は、第66条第1項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断又は第66条の2の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。</p> <p>(6)・(7) （面接指導等） 安衛法第66条の8 ① 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。 ② 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。 ④ 事業者は、第1項又は第2項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。</p> <p>(8) 安衛法第66条の9 事業者は、前条第1項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であって健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p>	<p>(9)・(10)・(11) （心理的な負担の程度を把握するための検査等） 安衛法第66条の10 ① 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。 ② 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。 ③ 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。 ④ 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。 ⑤ 事業者は、第3項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。 ⑥ 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(12) （健康教育等） 安衛法第69条第1項 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。</p> <p>(13) （二次健康診断等給付） 労働者災害補償保険法 第27条 二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から3箇月を超えない期間で厚生労働省令で定める期間内に当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者（労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者をいう。）に対する同法第66条の4の規定の適用については、同条中「健康診断の結果（当該健康診断）」とあるのは、「健康診断及び労働者災害補償保険法第26条第2項第1号に規定する二次健康診断の結果（これらの健康診断）」とする。</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
<p>(注) 法第2条第3項及びガイドライン2-3 [前々スライド 2-3(B)]に定める「要配慮個人情報」については、取得に当たって本人の同意が必要であるほか、第三者提供に当たっても、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供(第三者への提供を利用目的とすること等をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ること、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供すること。オプトアウトによる第三者提供という。)は認められないことから、旧留意事項通達における健康情報の取扱いの規律水準と比較して変更はない。</p> <p>また、以下のような場合には、健康情報の取扱いについては旧留意事項通達における取扱いと同様に取得及び第三者提供に際して、本人の同意は必要ない。</p> <p>(a) 事業者が、法令に基づき、労働者の健康診断の結果を取得又は第三者に提供する場合</p> <p>(b) 法第23条第5項第1号から第3号に掲げる第三者に該当しない場合(例: 事業者が医療保険者と共同で健康診断を実施する場合において、健康情報が共同して利用する者に提供される場合等)</p>	<p>法第2条第3項(定義)</p> <p>この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>[前々スライド(B)] ガイドライン 2-3 要配慮個人情報(法第2条第3項関係)</p> <p>「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供(オプトアウトによる第三者提供)は認められていないので、注意が必要である(3-2-2(要配慮個人情報の取得)、3-4-1(第三者提供の制限の原則)、3-4-2(オプトアウトによる第三者提供)参照)。</p> <p>なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの(例: 宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等)は、要配慮個人情報には含まない。</p> <p>(1) 人種 人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。</p> <p>(2) 信条 個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。</p> <p>(3) 社会的身分 ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。</p> <p>(4) 病歴 病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分(例: 特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等)が該当する。</p> <p>(5) 犯罪の経歴 前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。</p> <p>(6) 犯罪により害を被った事実 身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。</p> <p>(7) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること(政令第2条第1号関係)</p> <p>次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報(例: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービスを受けていること 又は過去に受けていたこと)も該当する。</p> <p>①「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと(別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。) ・都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと(別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。) ・本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること <p>②「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと(障害の程度に関する情報を含む。) ・都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと(障害の程度に関する情報を含む。) <p>③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。)」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと(障害の程度に関する情報を含む。) ・都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと(障害の程度に関する情報を含む。) <p>④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと(疾病の名称や程度に関する情報を含む。) <p>(8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果(政令第2条第2号関係)(※) 疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診断、健康診断、特定健康診断、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査(診療の過程で行われたものを除く。)等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。</p> <p>具体的な事例としては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。</p> <p>また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さずに行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。</p> <p>なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
<p>(注) 法第2条第3項及びガイドライン2-3に定める「要配慮個人情報」については、取得に当たって本人の同意が必要であるほか、第三者提供に当たっても、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供(第三者への提供を利用目的とすること等をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ること、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供すること。オプトアウトによる第三者提供という。)は認められないことから、旧留意事項通達における健康情報の取扱いの規律水準と比較して変更はない。</p> <p>また、以下のような場合には、健康情報の取扱いについては旧留意事項通達における取扱いと同様に取得及び第三者提供に際して、本人の同意は必要ない。 (a) 事業者が、法令に基づき、労働者の健康診断の結果を取得又は第三者に提供する場合 (b) 法第23条第5項第1号から第3号に掲げる第三者に該当しない場合(例: 事業者が医療保険者と共同で健康診断を実施する場合において、健康情報が共同して利用する者に提供される場合等)</p>	<p>法第23条第2項(第三者提供の制限) 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第三者への提供を利用目的とすること。 2) 第三者に提供される個人データの項目 3) 第三者への提供の方法 4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること 5) 本人の求めを受け付ける方法 <p>法第23条第5項(第三者提供の制限) 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合 2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合 3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。 	<p>[ガイドライン2-3 続き]</p> <p>(9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(政令第2条第3号関係)(※) 「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師(医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。)が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。 なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。</p> <p>(10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(犯罪の経歴を除く。)(政令第2条第4号関係) 本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。</p> <p>(11) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(政令第2条第5号関係) 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。</p> <p>(※) 遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの(例: 将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等)が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」(政令第2条第2号関係)又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」(政令第2条第3号関係)に該当し得る。</p>
<p>第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項</p> <p>1 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方</p> <p>(1) 第2の(1)から(18)に挙げた健康情報については労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある要配慮個人情報であるため、事業者においては健康情報の取扱いに特に配慮を要する。 (2) 健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。</p> <p>2 法第17条に規定する適正な取得及び法第18条(後記C)に規定する取得に際しての利用目的の通知等に関する事項(ガイドライン3-2関係)</p> <p>(1) 事業者は、法令に基づく場合等を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。 (2) また、事業者は、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等を除き、本人に利用目的を明示しなければならない。</p>	<p>法第17条(適正な取得)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 ② 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 法令に基づく場合 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合 6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合 	<p>ガイドライン 3-2 個人情報の取得(法第17条・第18条関係) 3-2-1 適正取得(法第17条第1項関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得(※1)してはならない(※2)。</p> <p>【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 事例1) 十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合 事例2) 法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合 事例3) 個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合 事例4) 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合 事例5) 法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるともかわらず、個人情報を取得する場合 事例6) 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるともかわらず、当該個人情報を取得する場合</p> <p>(※1) 個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを見ることができず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。 (※2) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科され得る。</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
<p>(3) 安衛法第66条の10第2項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下「実施者」という。)は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者(以下「実施事務従事者」という。)に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。</p>	<p>【前スライド(C)】 法第18条(取得に際しての利用目的の通知等) ① 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。 ② 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。 ③ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。 ④ 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>	<p>3-2-2 要配慮個人情報の取得(法第17条第2項関係) 要配慮個人情報(※1)を取得する場合には、あらかじめ本人の同意(※2)を得なければならない。ただし、次の(1)から(7)までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合(法第17条第2項第1号関係)法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。なお、具体的な事例は、3-1-5(利用目的による制限の例外)に示すもののほか、次の事例も該当する。 事例)個人情報取扱事業者が、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施し、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第17条第2項第2号関係) 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。 事例1) 急病その他の事態が生じたときに、本人の病歴等を医師や看護師が家族から聴取する場合 事例2) 事業者間において、不正対策等のために、暴力団等の反社会的勢力情報、意図的に業務妨害を行う者の情報のうち、過去に業務妨害罪で逮捕された事実等の情報について共有する場合 事例3) 不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者から取得する場合</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第17条第2項第3号関係) 公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。 事例1) 健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断等の結果判明した病名等について、健康増進施策の立案や保健事業の効果の向上を目的として疫学調査等のために提供を受けて取得する場合(なお、法第76条第1項第3号に該当する場合は、第4章の各規定は適用されない。) 事例2) 児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、ある関係機関において、他の関係機関から当該児童生徒の保護事件に関する手続が行われた情報を取得する場合 事例3) 児童虐待のおそれのある家庭情報のうち被害を被った事実に係る情報を、児童相談所、警察、学校、病院等の関係機関が、他の関係機関から取得する場合</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法第17条第2項第4号関係) 国の機関等(地方公共団体又はその委託を受けた者を含む)が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。 事例) 事業者が警察の任意の求めに応じて要配慮個人情報に該当する個人情報を提出するために、当該個人情報を取得する場合</p> <p>(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合(法第17条第2項第5号、規則第6条関係) 要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。 ①本人 ②国の機関 ③地方公共団体 ④放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) ⑤著述を業として行う者 ⑥大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 ⑦宗教団体 ⑧政治団体 ⑨外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関 ⑩外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者</p> <p>(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合(法第17条第2項第6号、政令第7条第1号関係) 本人の意思にかかわらず、本人の外形上の特徴により、要配慮個人情報に含まれる事項(例:身体障害等)が明らかであるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該要配慮個人情報を取得することができる。 事例) 身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合(目視による取得)や、身体の不自由な方の様子が店舗に設置された防犯カメラに映りこんだ場合(撮影による取得)</p> <p>【法第17条第2項に違反している事例】 本人の同意を得ることなく、法第17条第2項第5号及び規則第6条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
		<p>(※1)「要配慮個人情報」については、2-3(要配慮個人情報)を参照のこと。なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である(3-4-1(第三者提供の制限の原則)、3-4-2(オプトアウトによる第三者提供)参照)。</p> <p>(※2)「本人の同意」については、2-12(本人の同意)を参照のこと。なお、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。</p> <p>また、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第17条第2項及び法第23条第1項に基づいて本人から必要な同意(要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意)を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から法第17条第2項に基づく同意を得る必要はないものと解される。</p> <p>3-2-3 利用目的の通知又は公表(法第18条第1項関係) 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表(※1)していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知(※2)するか、又は公表しなければならない。</p> <p>【本人への通知又は公表が必要な事例】 事例1)インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合(単に閲覧しただけの場合を除く。) 事例2)インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合(単に閲覧しただけの場合を除く。) 事例3)個人情報の第三者提供を受けた場合</p> <p>(※1)「公表」については、2-11(公表)を参照のこと。 (※2)「本人に通知」については、2-10(本人に通知)を参照のこと。</p> <p>3-2-4 直接書面等による取得(法第18条第2項関係) 個人情報取扱事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示(※)しなければならない。なお、口頭により個人情報を取得する場合にまで、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。</p> <p>また、人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない(3-2-3(利用目的の通知又は公表)参照)。</p> <p>【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない事例】 事例1)本人の個人情報が記載された申込書・契約書等を本人から直接取得する場合 事例2)アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合 事例3)自社が主催するキャンペーンへの参加希望者が、参加申込みのために自社のホームページの入力画面に入力した個人情報を直接本人から取得する場合</p> <p>【利用目的の明示に該当する事例】 事例1)利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に手渡し、又は送付する場合 なお、契約約款又は利用条件等の書面(電磁的記録を含む。)中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款に利用目的が記載されていることを伝える、又は裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記載し、かつ、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさと記載する等、本人が実際に利用目的を確認できるよう留意することが望ましい。</p> <p>事例2)ネットワーク上において、利用目的を、本人がアクセスした自社のホームページ上に明示し、又は本人の端末装置上に表示する場合 なお、ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的(利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。)が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。</p> <p>(※)「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。</p> <p>3-2-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合(法第18条第4項関係)―掲載・省略</p>

「留意事項」	個人情報保護法等	保護法ガイドライン
<p>3 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従業者の監督に関する事項(ガイドライン3-3-2及び3-3-3関係)</p> <p>(1)事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。</p> <p>(2)事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させる時は、当該情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。</p> <p>(3)個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に周知すること。</p> <p>(4)ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができるが、事業者への提供について労働者の同意を得ていない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動(以下「人事」という。)に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせはならない。また、事業者は、ストレスチェック結果を労働者の人事を担当する者(人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。)に取り扱わせる時は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするため、次に掲げる事項を当該者に周知すること。</p> <p>(a)当該者には安衛法第104条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。</p> <p>(b)ストレスチェック結果の取扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。</p> <p>(c)ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはならないこと。</p> <p>(5)インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。</p> <p>(a)個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。</p> <p>(b)本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧することのできる者の制限がなされていること。</p> <p>4 法第22条に規定する委託先の監督に関する事項(ガイドライン3-3-4関係)</p> <p>健康診断、ストレスチェック、面接指導又は健康保持増進措置の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等(以下「外部機関」という。)に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されているかについて、あらかじめ確認しなければならない。</p>	<p>第20条(安全管理措置)</p> <p>個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第21条(従業者の監督)</p> <p>個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>第22条(委託先の監督)</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>安衛法第104条(健康診断等に関する秘密の保持)</p> <p>第65条の2第1項(作業環境測定結果の評価等)及び第66条第1項から第4項(定期健診・特殊健診等)までの規定による健康診断、第66条の8第1項(長時間・過重労働面接指導)の規定による面接指導、第66条の10第1項(ストレスチェック)の規定による検査又は同条第3項(高ストレス者面接指導)規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>3-3-2 安全管理措置(法第20条関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、「8(別添)講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。</p> <p>3-3-3 従業者の監督(法第21条関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。</p> <p>「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。</p> <p>【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】</p> <p>事例1)従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合</p> <p>事例2)内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体が繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合</p> <p>3-3-4 委託先の監督(法第22条関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託(※1)する場合は、委託を受けた者(以下「委託先」という。)において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、個人情報取扱事業者は、法第20条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする(※2)。</p> <p>その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、次の(1)から(3)までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない(※3)。</p> <p>(1)適切な委託先の選定</p> <p>委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び本ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「8(別添)講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。</p> <p>(2)委託契約の締結 委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。</p> <p>(3)委託先における個人データ取扱状況の把握 委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p> <p>また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい(※4)。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。</p> <p>【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】</p> <p>事例1)個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者に委託した結果、委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>事例2)個人データの取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>事例3)再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>事例4)契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>(※1)「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
<p>5 法第23条第1項に規定する第三者提供に関する本人の同意等に関する事項(ガイドライン3-4関係)</p> <p>(1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</p> <p>(2) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づく健康診断及び第66条の8第1項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たって、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委託する場合には、事業者は、健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要があります。また、安衛法第66条の3、第66条の4、第66条の8第3項及び第4項において、事業者は、健康診断又は面接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、第66条の6において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断又は面接指導の結果が外部機関から事業者に報告(提供)されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関にこれらの健康診断又は面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告(提供)することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。</p> <p>(3) 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要があります。この場合において、当該提供行為は、5(2)に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。</p> <p>また、安衛法第66条の10第2項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。</p>	<p>第23条第1項(第三者提供の制限)</p> <p>① 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>1) 法令に基づく場合</p> <p>2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>(※2) 委託元が法第20条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第20条が求める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。</p> <p>(※3) 委託先の選定や委託先における個人データ取扱状況の把握に当たっては、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法をとる必要があるが、例えば、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)により確認することが考えられる。</p> <p>(※4) 委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断され得るので、再委託をする場合は注意を要する。</p> <p>3-4 個人データの第三者への提供(法第23条～第26条関係)</p> <p>3-4-1 第三者提供の制限の原則(法第23条第1項関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで提供してはならない(※2)(※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない(3-1-1(利用目的の特定)参照)。</p> <p>【第三者提供とされる事例】(ただし、法第23条第5項各号の場合を除く。)</p> <p>事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合 事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合 事例3) 同業者間で、特定の個人データを交換する場合</p> <p>【第三者提供とされない事例】(ただし、利用目的による制限がある。)</p> <p>事例) 同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合</p> <p>ただし、次の(1)から(4)までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、具体的な事例は、3-1-5(利用目的による制限の例外)を参照のこと。</p> <p>(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合(法第23条第1項第1号関係)</p> <p>(2) 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(法第23条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(法第23条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(法第23条第1項第4号関係)</p> <p>(※1) 「本人の同意」については、2-12(本人の同意)を参照のこと。</p> <p>(※2) ブログやその他のSNSに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のSNSの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。</p> <p>(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科され得る。</p> <p>3-4-2 オプトアウトによる第三者提供(法第23条第2項～第4項関係)</p> <p>3-4-2-1 オプトアウトに関する原則(法第23条第2項関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(5)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、法第23条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5)(オプトアウトによる第三者提供)。</p> <p>また、個人情報取扱事業者は、法第23条第2項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表(※6)するものとする。</p> <p>なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第23条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるため、注意を要する。</p> <p>(1) 第三者への提供を利用目的とすること。</p> <p>(2) 第三者に提供される個人データの項目 事例1) 氏名、住所、電話番号、年齢 事例2) 氏名、商品購入履歴</p> <p>(3) 第三者への提供の方法 事例1) 書籍(電子書籍を含む。)として出版 事例2) インターネットに掲載 事例3) プリントアウトして交付 事例4) 各種通信手段による配信 事例5) その他外部記録媒体の形式での交付</p> <p>(4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。</p> <p>(5) 本人の求めを受け付ける方法(※7) 事例1) 郵送 事例2) メール送信 事例3) ホームページ上の指定フォームへの入力 事例4) 事業所の窓口での受付 事例5) 電話</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
<p>さらに、安衛法第66条の10第3項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。なお、事業者が、安衛法第66条の8第1項又は第66条の10第3項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、5(2)に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。</p>		<p>【オプトアウトによる第三者提供の事例】 事例)住宅地図業者(表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成・販売)やデータベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成・販売)が、あらかじめ上記(1)から(5)までに掲げる事項を自社のホームページに常時掲載し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にし、個人情報保護委員会に必要な届出を行った上で、販売等を行う場合</p> <p>(※1)オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の(1)から(5)までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない(規則第7条第1項第1号)ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」を置いていないと判断され得る。</p> <p>具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。</p> <p>また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。</p> <p>(※2)「本人に通知」については、2-10(本人に通知)を参照のこと。</p> <p>「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない(規則第7条第1項第2号)。</p> <p>【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】 事例1)本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所(例:ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所等)に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合 事例2)本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合 事例3)本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合 事例4)電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合</p> <p>(※3)届出の方法は、個人情報保護委員会が定める方法によって行わなければならない(規則第7条第2項)。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を称する書面を提出しなければならない(規則第7条第3項)。また、外国にある個人情報取扱事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</p> <p>(※4)「本人の同意」については、2-12(本人の同意)を参照のこと。</p> <p>(※5)法第15条第1項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。</p> <p>(※6)基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、個人情報取扱事業者の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。「公表」については2-11(公表)を参照のこと。</p> <p>(※7)「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先(事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等)が含まれる。</p> <p>3-4-2-2 オプトアウトに関する事項の変更(法第23条第3項関係) 個人情報取扱事業者は、法第23条第2項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、提供される個人データの項目、提供の方法又は第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法を変更する場合は、変更する内容について、変更にあたってあらかじめ(※1)、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない(※3)。なお、個人情報取扱事業者は、法第23条第3項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表(※4)するものとする。</p> <p>(※1)「あらかじめ」の具体的な期間については、3-4-2-1(オプトアウトに関する原則)を参照のこと。</p> <p>(※2)「本人に通知」については、2-10(本人に通知)を参照のこと。</p> <p>「本人が容易に知り得る状態」については、3-4-2-1(オプトアウトに関する原則)を参照のこと。なお、次のような方法であれば、適切かつ合理的な方法と解される。 ・変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示した書面により本人に通知すること。 ・本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所に変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示すること。</p> <p>(※3)届出の方法等については、3-4-2-1(オプトアウトに関する原則)を参照のこと。 (※4)「公表」については、2-11(公表)を参照のこと。</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
		<p>3-4-3 第三者に該当しない場合（法第23条第5項・第6項関係）</p> <p>次の(1)から(3)までの場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。</p> <p>このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。</p> <p>(1)委託（法第23条第5項第1号関係）利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。なお、個人情報取扱事業者には、法第22条により、委託先に対する監督責任が課される（3-3-4（委託先の監督）参照）。</p> <p>事例1）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合 事例2）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合</p> <p>(2)事業の承継（法第23条第5項第2号関係）合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。なお、事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない（3-1-4（事業の承継）参照）。また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。</p> <p>事例1）合併、分社化により、新会社に個人データを提供する場合 事例2）事業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合</p> <p>(3)共同利用（法第23条第5項第3号関係）特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。</p> <p>また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</p> <p>①共同利用をする旨 ②共同して利用される個人データの項目 事例1）氏名、住所、電話番号、年齢 事例2）氏名、商品購入履歴 ③共同して利用する者の範囲 「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することである。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。</p> <p>なお、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。</p> <p>④利用する者の利用目的 共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。</p> <p>⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称 「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。</p> <p>なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。</p> <p>また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（3-3-1（データ内容の正確性の確保等）参照）。</p> <p>【共同利用に該当する事例】 事例1）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第15条第2項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合 事例2）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合 事例3）使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業員の個人データを共同利用する場合</p> <p>（※1）共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。</p>

「留意事項」	個人情報保護法等	保護法ガイドライン
<p>(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)第45条第10項及び第14項において、派遣先事業者が安衛法第66条第2項から第4項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第66条の4の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。</p>	<p>労働者派遣法 第45条(労働安全衛生法の適用に関する特例)</p> <p>⑩ 第3項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者(第8項の規定により読み替えて適用される労働安全衛生法第5条第4項の規定により当該者とみなされる者を含む)は、当該派遣中の労働者に対し第3項の規定により適用される同法第66条第2項、第3項もしくは第4項の規定による健康診断を行ったとき、又は当該派遣中の労働者から同条第5項ただし書きの規定による健康診断の結果を証明する書面の提出があったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該派遣労働者に係る第66条の3の規定による記録に基づいてこれらの健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業者の事業者に送付しなければならない。</p> <p>⑭ 第10項の者は、当該派遣中の労働者に対し第3項の規定により適用される労働安全衛生法第66条の4の規定により医師又は歯科医師の意見を聴いたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該意見を当該派遣元の事業者の事業者に通知しなければならない。</p>	<p>(※2)事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、上記①から⑤までの情報のほか、例えば、次の(ア)から(カ)までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。</p> <p>(ア)共同利用者の要件(グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み)</p> <p>(イ)各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先</p> <p>(ウ)共同利用する個人データの取扱いに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人データの漏えい等防止に関する事項 ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止 ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項 <p>(エ)共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置</p> <p>(オ)共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項</p> <p>(カ)共同利用を終了する際の手続</p> <p>(※3)「本人に通知」については、2-10(本人に通知)を参照のこと。</p> <p>(※4)「本人が容易に知り得る状態」については、3-4-2(オプトアウトによる第三者提供)を参照のこと。</p> <p>(※5)共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。</p> <p><共同利用に係る事項の変更(法第23条第6項関係)></p> <p>個人情報取扱事業者は、個人データを共同利用する場合において、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内(※1)で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知(※2)し、又は本人が容易に知り得る状態(※3)に置かなければならない。</p> <p>なお、「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。</p> <p>事例1)共同利用を行う個人データの項目や事業者の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合</p> <p>事例2)共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目には変更がない場合</p> <p>事例3)共同利用を行う事業者について事業の承継(※4)が行われた場合(共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提)</p> <p>(※1)「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」については、3-1-2(利用目的の変更)を参照のこと。</p> <p>(※2)「本人に通知」については、2-10(本人に通知)を参照のこと。</p> <p>(※3)「本人が容易に知り得る状態」については、3-4-2(オプトアウトによる第三者提供)を参照のこと。</p> <p>(※4)「事業の承継」については、3-1-4(事業の承継)を参照のこと。</p> <p>3-4-4 外国にある第三者への提供の制限(法第24条関係)</p> <p>3-4-5 第三者提供に係る記録の作成等(法第25条関係)</p> <p>3-4-6 第三者提供を受ける際の確認等(法第26条関係)</p> <p>↑ 掲載・省略</p>

「留意事項」	個人情報保護法等	保護法ガイドライン等
<p>(5) 事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、健康保険組合等は当該事業者が当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法第23条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者(被保険者)の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</p> <p>ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等法第23条第5項第1号から第3号に掲げる場合においては、健康情報の提供を受ける者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。</p> <p>(6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第2項及び第3項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならないとされている。このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に事業者が当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものである。法第23条第1項第1号に該当し、本人の同意なく提供できる。</p> <p>なお、事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの(業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査)については、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となる。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 第27条(特定健康診査等に関する記録の提供) ① 保険者は、加入者の資格を取得した者がいるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。 ② 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。 ③ 前2項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。</p> <p>第28条(実施の委託) 保険者は、特定健康診査等について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に対し、委託する特定健康診査等の実施に必要な範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 第1条(特定健康診査の項目) ① 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定により、毎年度、当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上78歳以下の年齢に達するもの(75歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く)に対し、特定健康診査等実施計画(法第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ)に基づき、次の項目について、特定健康診査(法第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ)を行うものとする。 (1) 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 (3) 身長、体重及び腹囲の検査 (4) BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ)の測定 [BMI=体重kg÷(身長m)×(身長m)] (5) 血圧の測定 (6) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」という) (7) 血清トリグリセライド(中性脂肪)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量の検査(以下「脂質検査」) (8) 血糖検査 (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(以下「尿検査」) (10) 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの ② 前項第3号に掲げる項目のうち、腹囲の検査については、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。 ③ 保険者は、第1項第3号の規定による腹囲の検査に代えて、内臓脂肪(腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ)の面積の測定を行うことができる。この場合において、当該保険者は、同号の規定による腹囲の検査を行ったものとみなす。 ④ 医師は、第1項第10号の規定による項目を実施する場合には、当該項目の対象となる者に対し当該項目を実施する前にその理由を明らかにするとともに、保険者に対し当該項目を実施した後にその理由を明らかにしなければならない。</p> <p>第2条(他の法令に基づく健康診断との関係) 労働安全衛生法その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であって、当該事実を保険者が確認した場合には、法第21条第1項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行ったものとみなす。 (1) 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 (3) 身長、体重及び腹囲の検査 (4) 血圧の測定 (5) 血色素量及び赤血球数の検査 (6) 肝機能検査 (7) 血中脂質検査 (8) 血糖検査 (9) 尿検査 (10) 心電図検査</p> <p>第3条(特定健康診査に関する結果等の通知) ① 保険者は、法第23条の規定により、特定健康診査を受けた加入者に対し、特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該特定健康診査に関する結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。 ② 保険者は、前項の通知及び同項の情報の提供に関する事務を、特定健康診査を実施した機関に委託することができる。</p>
<p>6 法第28条に規定する保有個人データの開示に関する事項(ガイドライン3-5-2関係) 事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第66条の8第3項及び第66条の10第4項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第28条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>	<p>第28条(開示) ① 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。 ② 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 3) 他の法令に違反することとなる場合 ③ 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。 ④ 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p>	<p>3-5-2 保有個人データの開示(法第28条関係) 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法(※1))により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない(※2)。 ただし、開示することにより次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知(※3)しなければならない。 (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 保有個人データを本人に開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。 事例) 医療機関等において、病名等を患者に開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合</p>

「留意事項」	個人情報保護法	保護法ガイドライン
<p>7 法第35条に規定する苦情の処理に関する事項(ガイドライン3-6関係)</p> <p>ガイドライン3-6に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p>8 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1)事業者は、安衛法に基づく健康診断等の実施を外部機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、ガイドライン3-5に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。</p> <p>(a)健康情報の利用目的及び利用方法に関すること</p> <p>(b)健康情報に係る安全管理体制に関すること</p>	<p>第35条(個人情報取扱事業者による苦情の処理)</p> <p>① 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>② 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(2)個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 保有個人データを本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>事例1) 試験実施機関において、採点情報の全てを開示することにより、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 事例2) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3)他の法令に違反することとなる場合 保有個人データを本人に開示することにより、他の法令に違反することとなる場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>事例) 刑法(明治40年法律第45号)第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合 また、他の法令の規定により、法第28条第2項及び政令第9条に定める方法に相当する方法(書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、法第28条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。</p> <p>事例) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第19条に規定する登録一実施機関が、同法第12条及び第19条の規定に基づき、登録運転者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧に係る請求に対応する場合 なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求する場合と本条との関係については、3-5-8(裁判上の訴えの事前請求)を参照のこと。</p> <p>(※1)「開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法」について、開示の方法としては、請求を行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能という意味である。 また、開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合(電話での開示の請求があり、必要な本人確認等の後、そのまま電話で問合せに回答する場合を含む。)は、当該方法について同意があったものとして取り扱うことができる。開示の請求があった者からの同意の取り方として、個人情報取扱事業者が開示方法を提示して、その者が希望する複数の方法の中から当該事業者が選択することも考えられる。</p> <p>(※2)消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)を、可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。</p> <p>(※3)「本人に通知」については、2-10(本人に通知)を参照のこと。</p> <p>3-6 個人情報の取扱いに関する苦情処理(法第35条関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない(※1)。もともと、無理な要求にまで応じなければならないものではない。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先(個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※2)に置かなければならない(3-5-1(保有個人データに関する事項の公表等)参照)。</p> <p>(※1)消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。</p> <p>(※2)「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、3-5-1(保有個人データに関する事項の公表等)を参照のこと。</p> <p>3-5 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等(法第27条～第34条関係)</p> <p>3-5-1 保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)</p> <p>(1)保有個人データに関する事項の本人への周知(法第27条第1項関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、次の①から④までの情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※1)に置かなければならない。</p> <p>①個人情報取扱事業者の氏名又は名称</p> <p>②全ての保有個人データの利用目的(※2)(ただし、一定の場合(※3)を除く。)</p> <p>③保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求(※4)に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額(定められた場合に限る。)(※5)</p> <p>④保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 (例)苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先(個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)</p>

「留意事項」	情 報
<p>(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること</p> <p>(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法(廃棄に関するものを含む。)に関すること</p> <p>(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 事業者は、(1)の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。</p> <p>(3) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾患に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することは考えられる。</p> <p>(4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイダンスの内容についても留意することが期待されている。</p>	<p>(※1)「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。なお、普段から問合せ対応が多い事業者等において、ホームページへ継続的に掲載する方法は、「本人が容易に知り得る状態」(3-4-2(オプトアウトによる第三者提供)参照)及び「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」の両者の趣旨に合致する方法である。</p> <p>【本人の知り得る状態に該当する事例】</p> <p>事例1) 問合せ窓口を設け、問合せがあれば、口頭又は文書で回答できるよう体制を構築しておく場合</p> <p>事例2) 店舗にパンフレットを備え置く場合</p> <p>事例3) 電子商取引において、商品を紹介するホームページに問合せ先のメールアドレスを表示する場合</p> <p>(※2) 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにしなければならない。</p> <p>(※3) 「一定の場合」とは、法第18条第4項第1号から第3号までに掲げる次の場合をいう(3-2-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)。</p> <p>ア) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合</p> <p>ウ) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(※4) 「開示等の請求」とは、保有個人データの開示(3-5-2(保有個人データの開示)参照)、保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除(3-5-3(保有個人データの訂正等)参照)、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止(3-5-4(保有個人データの利用停止等)参照)の請求をいう。</p> <p>(※5) 手数料の額を定める場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、定めなければならない(3-5-7(手数料)参照)。</p> <p>(2) 保有個人データの利用目的の通知(法第27条第2項、第3項関係)</p> <p>個人情報取扱事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知(※)しなければならない。なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>① 上記(1)(法第27条第1項)の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合</p> <p>② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法第18条第4項第1号)(3-2-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)</p> <p>③ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合(法第18条第4項第2号)(3-2-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)</p> <p>④ 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(法第18条第4項第3号)(3-2-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)</p> <p>(※)「本人に通知」については、2-10(本人に通知)を参照のこと。</p>

情 報

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス(平成29年4月14日通知、同年5月30日適用)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000164242.pdf>

健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス(平成29年4月14日発出)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000168757.pdf>

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項
(平成29年5月29日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000167762.pdf>